

# 事業主の皆さまへ

**令和4年度の労働保険料および一般拠出金の納付では、口座振替を利用しませんか。**

申込  
締切日  
2月25日

## 「口座振替による納付」のメリット

- 1 **保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。**
- 2 **納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。**  
※口座振替の手続きを一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- 3 **手数料はかかりません。**
- 4 **保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。**



保険料を延納（分割納付）している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替による納付日 (引き落とし日)	<b><u>9月6日</u></b>	<b><u>11月14日</u></b>	<b><u>2月14日</u></b>
ゆとり日数	<b><u>58日</u></b>	<b><u>14日</u></b>	<b><u>14日</u></b>

**口座振替の手続きについては、裏面をご覧ください。→ → →**



厚生労働省 沖縄労働局

# かんたんな手続きで完了

口座振替の申込手続きは以下の通りです。

## ① 申込用紙 を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

## ② 金融機関の窓口へ提出

下の 締切日 に注意して、申込用紙を（3枚とも）提出してください。

- ※ 一部の金融機関ではお取り扱い出来ません。  
対象の金融機関については、厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。
- ※ 労働保険番号毎に申込する必要があります。
- ※ 労働局や監督署では受け付けておりませんので、ご注意ください。

### <各期の申込締切日・口座振替日>

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
全期 または 第1期	申込 締切日 2月25日	→						口座振替 納付日 9月6日						
第2期						申込 締切日 8月14日	→			口座振替 納付日 11月14日				
第3期								申込 締切日 10月11日	→				口座振替 納付日 2月14日	

- ※ 申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。
- ※ 該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

## 引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

- ◎ 毎回、引き落とし日（口座振替納付日）の約3週間前に引き落とし内容をはがきでお知らせします。
- ◎ 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をはがきでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

年度更新期間内（6月1日から7月10日）に年度更新申告の提出がないと、全期または第1期の口座振替納付の処理を行うことができませんのでご注意ください。

- ※ 口座振替に関する詳しい内容や不明な点は、厚生労働省ホームページ（上記）、沖縄労働局 労働保険徴収室または、労働基準監督署にお問い合わせください。